

学校の取組(いじめ防止対策推進法より)



- ① いじめ防止等のための組織を置く
- ② いじめ防止等のための対策に関する研修の実施
- ③ 道徳教育及び体験活動等の充実を図る
- ④ 早期発見のための生徒等に対する定期的なアンケート
- ⑤ いじめ等の相談を行うことができる体制の整備と周知

1 未然防止



- ① 生徒等の豊かな情操を育む
- ② 望ましい人間関係を築かせる
- ③ 自他の存在を認め、尊重する態度の育成を図る

2 早期発見



- ① 教職員一人ひとりが高いアンテナを保つ
- ② その場その時の生徒等を観察し、実態把握に努める
- ③ 普段から家庭との連絡体制や連携を構築する
- ④ アンケート調査、個人面談を実施する【定期的な調査】
- ⑤ アンケート等の結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく
- ⑥ 生徒等からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する

3 いじめに対する措置

**いじめの訴えがあった場合は、すべての訴えをいじめがあったものとして捉え、一人一人と面談するなど丁寧に対応する。**

校内での対応



- ① 速やかに、校内の対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し学校の組織的な対応につなげる
- ② いじめに係る情報を適切に記録する
- ③ 対応方針を決定し、被害生徒等を徹底して守る
- ④ 加害生徒等に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する
- ⑤ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、市教委・関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む

**校内いじめ防止等の対策のための組織で校長が中心となり『指導レベル』を判断する**

重大事態とは 【「いじめ防止対策推進法」第28条①】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) その他、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

4 いじめの解消

「解消している状態」の2つの要件

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害生徒等が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

事後:教職員による観察・被害者への支援継続・学校評価による分析・改善

いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会が総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうしたなか、本校は、学校教育目標に掲げる「正しく判断し行動できる人」「勤労と責任を重んずる人」「心身ともに健康で安全な生活ができる人」を育成することにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むものである。

いじめの定義

いじめとは「ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」

【「いじめ防止対策推進法」第1章「総則」第2条〈定義〉】

いじめの基本的認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の生徒観や指導観、指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一丸となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することが

いじめが解消したことを市教委・関係諸機関に報告

